

管理職手当に関する規則

〔平成 7 年 3 月 31 日〕
規則 第 26 号

改正 平成 17 年 3 月 18 日規則第 9 号 平成 18 年 10 月 30 日規則第 14 号

平成 19 年 5 月 1 日規則第 8 号 平成 20 年 3 月 31 日規則第 10 号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成 18 年北但行政事務組合条例第 7 号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成 17 年豊岡市条例第 51 号)第 25 条に基づき、管理職の指定及び管理職手当の額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理職の指定)

第2条 管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当を支給する職員の職は次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 次長
- (3) 課長
- (4) 参事
- (5) 課長補佐

(管理職手当の額)

第3条 前条に規定する職にある職員に対して支給する管理職手当の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) 前条第 1 号の職で職務の級が 7 級の職員 | 月額 88,100 円 |
| (2) 前条第 1 号の職で職務の級が 6 級の職員 | 月額 62,900 円 |
| (3) 前条第 2 号の職で職務の級が 6 級の職員 | 月額 62,900 円 |
| (4) 前条第 3 号又は第 4 号の職で職務の級が 6 級の職員 | 月額 62,900 円 |
| (5) 前条第 3 号又は第 4 号の職で職務の級が 5 級の職員 | 月額 47,800 円 |
| (6) 前条第 5 号の職で職務の級が 4 級の職員 | 月額 30,300 円 |

2 前条各号の一に掲げる職の職員のうち、同条各号に規定する職を兼ねている場合においては、その兼ねる職にかかる管理職手当は支給しない。

(管理職手当の支給)

第4条 管理職手当は、月の 1 日から末日までの分をその月の給料日に支給する。

2 第 2 条に規定する職にある職員が欠勤等の事由により 20 日以上その職務を行わないときは、その月の管理職手当は、支給しない。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日規則第 9 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 10 月 30 日規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 1 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 10 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。